

埼玉労働局発表
令和6年5月31日

【照会先】
埼玉労働局職業安定部職業対策課
課長 新井 進
課長補佐 早藤 弘信
外国人雇用対策担当官 植木 恒匡
電話番号 048 (600) 6209

6月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」が
今年の標語です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが見られます。

この状況を受け、現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組みを推進しており、外国人の雇用についてさまざまな対策を実施しています。

埼玉労働局、ハローワーク、労働基準監督署では、「外国人雇用啓発月間」を通じて、ポスター・パンフレットを活用した積極的な周知・啓発活動を行うとともに、「外国人雇用状況の届出」の徹底、外国人労働者の雇用管理改善指導等を積極的に実施します。

「外国人雇用啓発月間」概要

1 実施期間

令和6年6月1日（土）から6月30日（日）までの1か月間

2 主な内容

（1）ポスター・パンフレットの作成・配布

厚生労働省が作成した「外国人雇用啓発月間」のポスターを、ハローワークなどに掲示します。また、パンフレットなどを、関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。

（2）事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主団体などに対し、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。特に、外国人の雇い入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「外国人雇用状況の届出」がより徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

（3）各種会合における事業主などに対する周知・啓発

都道府県労働局、ハローワークは、この月間中に「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）などについての外国人雇用管理セミナーを開催します。また、その他の事業主が集まる会合において関係資料の配布や助成措置の周知・啓発に努めます。

（4）個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取り扱いの基本ルールについて、情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。特にハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施します。

（5）技能実習生の受入れに関する事業主などへの周知・啓発、指導

- ・ 都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークは、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主および監理団体に対し、あらゆる機会を通じて周知・啓発、指導を行います。
- ・ 「外国人技能実習機構」を始めとする関係機関と連携を図り、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行います。
- ・ 実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、地方出入国在留管理局から認められた範囲を超えて就労するなどの不法就労活動をさせた事業主は、「出入国管理及び難民認定法」に違反します。この件については、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に関するリーフレットの配布を通じ、周知・啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に不利益な取扱いを受けることのないよう、周知・啓発を行います。
- ・ 不適切な解雇などの予防に関する周知・啓発および指導を行うほか、ハローワークでは、関係機関の協力などにより、「外国人雇用状況の届出」を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行います。
- ・ 労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生受け入れ事業主等に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行い、悪

質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。また、労働基準監督機関と「外国人技能実習機構」との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努めます。

- ・ 労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については「外国人技能実習機構」との合同監督・調査を行い、違反が認められ、かつ、悪質性が認められるものなどについては送検を行うなど、厳正に対処します。

(6) 留学生就職支援窓口等の周知

東京・愛知・大阪・福岡に設置している「外国人雇用サービスセンター」と、北海道・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・石川・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・岡山・広島・山口・香川・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島・沖縄のハローワーク内に設置している「留学生コーナー」で、それぞれの専門性を活かして留学生の就職支援を行っていることを周知します。

また、求職者が仕事の探し方等について相談できる「ハローワークコールセンター（多言語窓口）」や、全国のハローワークの窓口で利用可能な電話通訳サービス「多言語コンタクトセンター」を活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談ができることを周知します。

【ハローワークコールセンター（多言語窓口）】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～土	●平日（月～金） 午前8時30分～午後6時 ●土曜 午前10時～午後5時	0800-919-2901
中国語			0800-919-2902
韓国語			0800-919-2903
ポルトガル語			0800-919-2904
スペイン語			0800-919-2905
タイ語			0800-919-2906
タガログ語			0800-919-2907
ベトナム語			0800-919-2908
ネパール語			0800-919-2909
インドネシア語			0800-919-2910

※ 開設日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

(7) 労働条件などの相談窓口の周知

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、「外国人労働者向け相談ダイヤル」などで、13言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語）により、労働条件などの相談を受け付けていることを周知します。また、「総合労働相談コーナー」で、職場におけるハラスメントや解雇などのトラブルに関する多言語での相談を受け付けていることを周知します。

【外国人労働者向け相談ダイヤル】

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前 10 時～午後 3 時 (正午～午後 1 時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※ 開設日は、祝日、12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

※ 相談時間や相談曜日などを一時的に変更する場合があります。

【労働条件相談ほっとライン】（委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	●平日（月～金） 午後 5 時～午後 10 時 ●土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木、日		0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805

※ 開設日は、12月29日～1月3日を除きます。

※ ウェブサイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【資料1】ポスター「外国人雇用啓発月間」

【資料2】令和6年度「外国人雇用啓発月間」の取組内容

【資料3】リーフレット「外国人雇用管理アドバイザーにご相談ください」

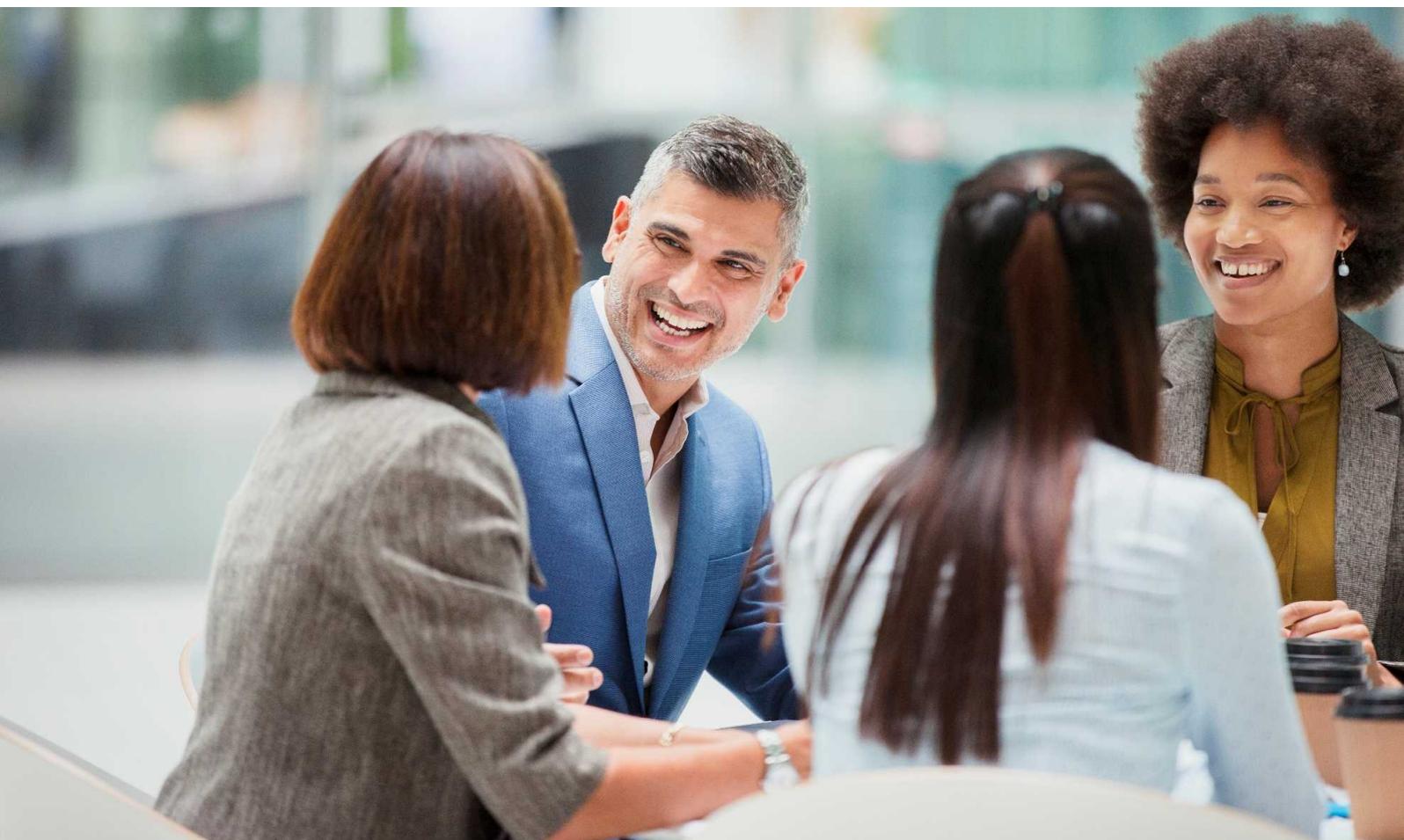
(参考) URL

厚生労働省「外国人雇用啓発月間」報道記者発表資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39631.html

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

令和6年度外国人雇用啓発月間実施要領

1 趣旨

(1) 外国人労働者対策における現状等

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、不法就労者数が高水準で推移していること等の問題があったことから、平成19年に雇用対策法（昭和41年法律第132号）を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされた。

こうした中、平成20年秋に発生したリーマンショックに端を発した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次いだこと等から、日系人集住地域の公共職業安定所（以下「安定所」という。）を中心にその就職支援に向けて機動的対策を実施してきた。

その後、経済の回復により雇用情勢は着実に改善が進んできたものの、求人・求職のミスマッチは高い状況が続き、中小・小規模事業者を始めとした人手不足が深刻化し我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性も出てきたことから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みとして、新たな在留資格の創設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月1日に施行され、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）の受入れが開始された。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく観点から、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が取りまとめられ、改訂を重ねながら、内容の充実が図られている（最終改訂は令和5年6月9日）。さらに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も令和4年6月14日付で策定され（令和5年6月9日一部変更）、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、令和8年度までの間に取り組むべき方策等が示されている。

総合的対応策においては、労働基準監督署（以下「監督署」という。）、安定所、総合労働相談コーナー等における適正な労働環境等の確保に係る取組の推進ややさしい日本語を含む多言語での対応・情報発信の充実、地域での安定した

就労の確保等に向けた安定所等における相談・支援の充実や留学生も含めた更なるマッチングの推進、技能実習生の適正な労働環境等の確保に向けた取組の推進、令和2年7月に設置された外国人在留支援センターにおける関係府省連携しての外国人の雇用促進等に対する各種支援等、様々な施策が盛り込まれている。

(2) 現在の取組

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

ア 外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握した上で、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号。以下「外国人雇用管理指針」という。）に基づく事業所に対する雇用管理改善指導や求人開拓の実施

イ 外国人求職者に対する積極的な求人情報、職業訓練情報の提供等による再就職支援の実施

ウ ハローワークコールセンターや多言語コンタクトセンターを活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談の実施

エ 永住者等の身分に基づく在留資格の外国人（以下「定住外国人」という。）が集住する地域の安定所等を中心とした通訳員の配置による職業相談や、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を図る外国人就労・定着支援事業の実施

オ 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を講じた事業主に対する助成（人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース））の実施

② 「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

ア 専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人求職者を対象とした全国の安定所における積極的な職業紹介の実施

イ 留学生を対象とした「外国人雇用サービスセンター」（以下「外国人センター」という。）及び「留学生コーナー」における国内就職に向けた支援の実施

ウ 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成30年3月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和3年5月）の活用及び周知などによる高度外国人材の就職促進に向けた環境整備の実施

③ 適正な雇用・労働条件の確保

ア 監督署等による事業場に対する的確な監督指導等による法定労働条件の履行確保の実施

イ 主要な労働局及び監督署に設置されている「外国人労働者相談コーナー」

- における外国人労働者や事業主からの労働条件等に関する相談への対応
- ウ 全国どこからでも相談可能な「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業で実施）」における 13 言語に対応した外国人労働者からの相談への対応
 - エ 事業主に対し、外国人雇用状況届出を厳格に履行させることで不法就労の防止を図るとともに、法令遵守の一環として警察庁、法務省及び出入国在留管理庁と合同で、中央では「不法就労外国人対策等協議会」を、各ブロックでは「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ開催するなど、不法就労に関する関係機関との連携強化
 - オ 技能実習の状況を確認することを目的とした、外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者に対する実地検査及び技能実習生への母国語相談等の実施
 - カ 「技能実習法に係る中央協議会」において、技能実習制度の適正化に向けて重点的に取り組むべき事項の決定等を行うとともに、全国 8 ブロックにおいて、関係行政機関等が相互の連携を図ることを目的とした地域協議会を開催するなど、技能実習制度に関する関係行政機関との連携強化

(3) 課題

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 定住外国人を中心として派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状況がみられる。
- イ 定住外国人を中心として日本の職場におけるコミュニケーション能力が不十分である等の問題がある。
- ウ 事業主の認識不足等により労働保険・社会保険に加入していない事例や適正な労働条件が確保されていない事例等がみられる。

② 「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進

- ア 外国人を雇用したことがない企業が多く、採用しても企業側の環境整備が進んでいないことなどにより、高度外国人材の活用が進んでいない。
- イ 日本で就職を希望する留学生のうち実際には就職できていない者も多く、なお就職支援の必要性が高い。

③ 適正な雇用・労働条件の確保

- ア 技能実習生を含め、外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案がみられることから、引き続き適正な雇用・労働条件の確保が求められる。
- イ 外国人労働者の労働災害は増加傾向にあることから、安全衛生の確保のため、当該外国人労働者の母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がある内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施等が求められている。

ウ 我が国には、未だ多数の不法滞在者が存在しており、その多くが不法に就労している可能性があるうえ、不法就労の態様も年を追うごとに多様化かつ巧妙化していることから、外国人労働者の就労状況を適切に把握することが求められている。

(4) 今年度の取組方針

厚生労働省としては、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、次に掲げる取組を中心に、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語として、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等を積極的に行うこととする。

- ① 我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知
- ② 外国人雇用状況届出の厳格な履行確保
- ③ 外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理、労働条件及び安全衛生の確保対策並びに助成措置の周知
- ④ 特定技能外国人の適正な受入に向けた助言・指導
- ⑤ 定住外国人の就労支援及び安定雇用の確保
- ⑥ 高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
- ⑦ 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進
- ⑧ 技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保
- ⑨ 不法就労防止対策

2 実施期間

令和6年6月1日（土）から6月30日（日）までの1か月間とする。

3 主 唱

厚生労働省

4 標 語

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～」

5 実施事項

厚生労働本省（以下「本省」という。）及び労働局、監督署、安定所（以下「労働局等」という。）では、月間に次に掲げる事項について実施することとする。

(1) 本省で実施する事項

ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けパンフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、出入国在留管理庁及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し協力を要請する。

エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、月間実施に係る協力を要請する。

(2) 労働局等で実施する事項

ア 広報活動の実施

労働局等は、適宜本省作成の広報資料等を活用し、地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局等は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

労働局等は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を幹部自らが率先して行う。特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方出入国在留管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し協力を要請する。

エ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

労働局及び安定所は、月間中に開催する「外国人雇用管理セミナー」を、外国人雇用管理指針に基づく適正な雇用管理改善の周知・啓発及び留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を行う機会として、積極的に活用するとともに、助成措置についても周知し、その活用を勧奨する。

また、労働局主催の各種セミナー等の事業主が集まる会合においても、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を図るべく、「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」（平成30年3月）、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和2年2月）及び「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」（令和3年5月）等の外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、

周知・啓発に努める。

オ 個々の事業主等に対する周知、啓発及び指導

労働局等は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱いや助成措置等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行うとともに、外国人労働者を雇用する事業所に対しては、安易な解雇等の予防や適正な労働条件及び安全衛生の確保、雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

安定所においては、地域の状況も踏まえつつ、過去の指導履歴等も考慮し、接触の必要性の高い事業所等を選定した重点対象事業所に対して、外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導等を積極的に行う。その際、募集・採用に当たり、国籍による差別的な取扱いをしないよう十分留意する必要がある点について、周知を行うとともに、月間の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

また、事業所訪問指導の際に、労働関係法令、労働保険・社会保険関係法令又は出入国管理法令違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行う。

カ 特定技能外国人の受入れ等に関する事業主への助言・指導等

安定所は、外国人雇用管理指針に基づき、特定技能外国人の受入れや雇用管理に関して事業主に対する助言・指導等を行うとともに、今後増加することが想定される特定技能での就労を希望する留学生や外国人求職者に対する職業紹介に資するため、月間の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる特定技能外国人受入れ事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処する。

また、労働基準監督機関と出入国在留管理機関との間に設けられた相互通報制度の適切な運用に努める。

さらに、特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案については、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行い、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

キ 技能実習生の受入れに関する事業主等への周知、啓発及び指導

労働局等は、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主及び監理団体に対し、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令が適用されることについて、外国人技能実習機構を始めとする関係機関と連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて周知、啓発及び指導を行う。

特に、出入国在留管理庁作成の不法就労防止に係るリーフレットの配布を通じて、実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、出入国

在留管理庁から認められた範囲を超えて就労する等の不法就労活動をさせた事業主は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に違反することについても周知、啓発を行うとともに、妊娠や出産を理由に技能実習を打ち切るなどの不利益な取扱いをすることは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）等に違反することについて周知、啓発を行う。

また、不適切な解雇等の予防に係る周知、啓発及び指導を行うほか、安定所では、関係機関の協力等により、外国人雇用状況届出を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行い、監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生を受け入れる事業主等に対して監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合にはその是正に向けて指導を行うとともに、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処する。

さらに、労働基準監督機関と外国人技能実習機構との間に設けられた相互通報制度の適切な運用に努め、労働基準関係法令違反に関連して技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行ったもののうち、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等について送検を行うなど、厳正に対処する。

ク 外国人センター等の活用

東京・愛知・大阪・福岡に設置する「外国人センター」及び一部の新卒応援ハローワーク及び安定所内に設置する「留学生コーナー」において、それぞれ専門性を活かした留学生に対する就職支援を実施していることについて、広く周知を行うとともに、職業紹介事業者を利用する際のトラブルを避けるための留意事項についても周知を行う。

また、外国人センター及び留学生コーナー以外の安定所及び新卒応援ハローワークにおいても、地域の実情に応じ、大学や事業主団体等と連携して留学生向け面接会等を開催するよう努めるとともに、必要に応じて外国人センター及び留学生コーナーにおいて実施している各種取組を紹介し、利用勧奨を行う。

留学生以外の外国人求職者を中心に支援を実施している「外国人雇用サービスコーナー」及び「外国人労働者相談コーナー」を設置している労働局等では、その設置場所、業務内容等について広く周知を行う。

ケ 「外国人労働者向け相談ダイヤル」等の活用

「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン（委託事業）」において、外国人労働者の方からの労働条件等の相談に対し、法令の説明や各関係機関の紹介等を行っていることについて、広く周知を行う。

コ 総合労働相談コーナーの活用

総合労働相談コーナーにおいて、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する多言語での相談を実施していることについて、広く周知を行う。

外国人の採用・雇用に関してお困りの事業主の皆様へ

外国人雇用管理アドバイザーにご相談ください



- ・外国人を新しく雇い入れたいが、雇用するまでにどんな手続きや準備が必要なのか知りたい
- ・外国人を雇用したら、どんな事に留意すると良いのだろう（労務管理、職場での配慮事項等）
- ・外国人労働者とうまく意思疎通がとれない…

外国人の採用・雇用管理等の悩みについて、お役に立ちます！



外国人雇用管理アドバイザーには2つの支援があります

■外国人雇用管理アドバイザー

外国人を雇用する又は雇用しようとする事業所からの、外国人労働者の雇用管理全般に関する相談（労務管理、労働条件、職場環境や生活環境への配慮事項等）に応じます。

- ・相談のお申込みは、お近くのハローワーク又は
埼玉労働局 職業安定部 職業対策課へお願いします。
- ・日程を調整のうえ、皆様の事業所へ訪問いたします。

■外国人雇用管理アドバイザー（留学生雇用関係）

外国人（留学生）の採用を検討する事業主の皆様、または、採用している事業主の皆様からの、外国人（留学生）の在留資格の変更や雇用管理に関する相談に関し、助言・援助を行います。
外国籍の方ご本人からの、在留資格等に関するご相談にも応じます。

- ・相談場所 埼玉新卒応援ハローワーク
さいたま市大宮区桜木町 1 - 9 - 4
エクセレント大宮ビル 6 F
TEL 048-650-2234（代）
 - ・相談日 毎月 第2・第4水曜日（祝日・年末年始を除く）
14:00～17:00
- ※お電話によるご相談もお受けします。



ご相談は無料です。お気軽にご連絡ください。

埼玉県内のハローワーク（公共職業安定所）所在地一覧

名 称	所在地（電話番号）	管 轄 区 域
ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木3-2-7 TEL 048-251-2901	川口市、蕨市、戸田市
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2 TEL 048-522-5656	熊谷市、深谷市、寄居町
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央2-5-1 TEL 0495-22-2448	本庄市、上里町、美里町、神川町
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525 TEL 048-667-8609	さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町をのぞく)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8(川越合同庁舎) TEL 049-242-0197	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本1088-4 TEL 0493-22-0240	東松山市、小川町、嵐山町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40 TEL 048-832-2461	さいたま市のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木6-1-3(所沢合同庁舎) TEL 04-2992-8609	所沢市、狭山市、三芳町、入間市(仏子・野田・新光をのぞく)
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳94-15(飯能合同庁舎) TEL 042-974-2345	飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、入間市のうち仏子・野田・新光
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森1002-1 TEL 0494-22-3215	秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3 TEL 048-736-7611	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野943 TEL 048-556-3151	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天4-10-7 TEL 048-931-6111	草加市、三郷市、八潮市
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37 TEL 048-463-2233	朝霞市、志木市、和光市、新座市
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6 TEL 048-969-8609	越谷市、吉川市、松伏町

■ 埼玉労働局 職業安定部 職業対策課

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階 TEL 048-600-6209